岐阜県建設工事一般競争入札実施要領

（平成 13 年４月１日工検第９号）

（目　的）
第１条　この要領は、岐阜県が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第１項に定める建設工事（以下「県工事」という。）において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。）第 234 条に規定する一定の資格要件を満たした者による条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象工事）
第２条　一般競争入札の対象となる県工事は、原則として予定価格 1,000 万円以上とする。

（入札参加資格）
第３条　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の５に規定する入札参加資格に関する事項は、次のとおりとする。
　なお、(12)以降及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の活用可否については、岐阜県建設工事一般競争入札発注基準（平成 19 年３月 30 日技第 1043 号）により設定し、共同企業体を活用する場合は、岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成 13 年９月 20 日工検第 165 号。以下「共同企業体要領」という。）によるものとする。
（１）施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。
（２）岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
（５）岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年４月１日工検第 12 号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）の入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
（６）岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日（以下「開札日」という。）までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
（７）県工事のうち、直近の過去２カ年度に完成し引き渡された実績がある場合において、当該工事に対応した工種に係る工事成績評定の平均が 65 点以上であること。
（８）当該工事に係る設計業務等の受託者でなく、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
（９）当該工事に入札参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(10) 当該工事に対応する建設業法第３条の許可業種の許可を受けており、かつ申請期限日までに５年以上の営業又はこれと同等の実績があること。
(11) 以下に定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
　ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
　イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
　ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務
(12) 直近の過去 15 カ年度以降申請期限日までに当該工事と同種又は類似の施工実績があること。
(13) 当該工事に対応する建設業法第３条の許可業種について、岐阜県建設工事等入札参加資格審査の総合点数（当該工事の予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）に規定される金額以上の県工事（以下「ＷＴＯ対象工事」という。）の場合は、客観点数）の要件を満たしていること。
(14) 当該工事に配置を予定している主任技術者、監理技術者、建設業法第 26 条第３項第２号の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）が建設業法第 26 条各号及び同法同条の５を満たすこと。
(15) 上記のほか、収支等命令者（岐阜県知事又は当該工事を発注する現地機関の長をいう。以下同じ。）が必要と認める要件を満たしていること。

（入札参加資格の決定）
第４条　収支等命令者は、第３条の入札参加資格を岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程（昭和 52 年７月 26 日 訓令甲第 16 号 企業訓令管第 83 号）に規定する参加資格委員会等（岐阜県建設工事入札参加資格委員会、本庁部会又は現地機関部会をいう。以下同じ。）の審議に付し決定する。

（公告の作成）
第５条　入札公告は、入札公告等（入札公告共通事項（第１号様式）及び入札公告個別事項（第２号様式）をいう。以下同じ。）から成り、収支等命令者は、入札公告等を作成する。
　ただし、当該工事がＷＴＯ対象工事の場合は、次の(１)及び(２)のとおりとする。
（１）入札説明書（岐阜県公報及び入札説明書（第３号様式）をいう。以下同じ。）を作成する。
（２）入札説明書においては、次のアからカを英語表記により記載する。

ア　担当部局課
イ　工事名
ウ　入札に招請されるための各種書類の提出期限
エ　入札書の受領期限
オ　入札執行の日時
カ　契約に関する文書を入手することができる場所

２　入札公告等又は入札説明書には、次の(１)から(４)までを、別冊として含める。
（１）　工事請負契約書（案）
（２）　入札心得
（３）　設計図面及び仕様書
（４）　その他収支等命令者が必要と認める書類

３　入札公告等又は入札説明書には、第３条、第７条から第 16 条の事項を示すものとする。

（公告の方法）

第６条　収支等命令者は、当該工事を発注する場合、特例政令第６条、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年岐阜県規則第 120 号。以下「特例規則」という。）第４条、施行令第 167 条の６及び岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）第 127 条の規定により、インターネット、岐阜県公報（ＷＴＯ対象工事のみ）、新聞等により公告する。

２　収支等命令者は、設計図書（入札公告等又は入札説明書に第５条２項の別冊を含めた書類をいう。以下同じ。）を当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布する。

なお、設計図書の配布期間は、当該工事の入札公告日（以下「公告開始日」という。）から開札日までとする。

（入札参加の申請）

第７条　収支等命令者は、入札参加希望者に、申請書（入札参加申請書（別記様式１）及びその他収支等命令者が提出を指示した書類をいう。以下同じ。）の提出を求める。

２　収支等命令者は、申請書の提出期間を公告開始日の翌日から起算して５日以上（岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第５号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含む。）、共同企業体による入札参加の場合は 10 日以上（県の休日を含む。）として定める。

３　入札参加希望者が申請書を申請期限日までに提出しない場合は、当該工事の入札に参加できない。

４　収支等命令者は、申請書の受理後、入札参加希望者へ入札参加通知書（第６号様式）を通知する。

ただし、入札参加希望者が、申請期限日までに申請書のうちのいずれかの書類を提出しない場合は、無効とし、入札参加を認めない理由を付した入札参加通知書（以下「参加なし通知書」）を通知する。また、申請書に不備がある場合には、無効とし、参加なし通知書を通知することがある。

５　申請書は、次の(１)から(５)のとおり取り扱うものとする。
（１）入札公告等又は入札説明書に定める様式により作成すること。
（２）作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
（３）入札参加の申請以外の用途に使用しないこと
（４）入札参加希望者に返却しないこと。
（５）申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

（設計図面及び仕様書等に関する質問・回答）

第８条　収支等命令者は、入札参加希望者に設計図面及び仕様書等に関する質問書（以下「質問書」という。）を提出させる。

また、質問書の提出期限は、入札参加通知書を発出した日の翌日から起算して２日後までとする。

なお、第９条に規定する現場説明会を行う場合における質問書の提出期限日は、現場説明会の翌日から起算して２日後までとする。

ただし、当該工事がＷＴＯ対象工事の場合は、特例規則第４条の規定により、入札公告日から開札日の前日まで 40 日以上確保しなければならないことに留意して、質問書の提出期間を設定する。

２　収支等命令者は、質問書の提出があった場合には、質問書に対する回答書（以下「回答書」という。）を作成し閲覧に供する。また、回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して５日後までに開始し、開札日の前日に終了する。

なお、回答書の閲覧場所は、発注機関とする。

（現場説明会）

第９条　現場説明会は、収支等命令者が特に必要があると認める場合に開催することができる。

また、現場説明会を行う場合は、第７条４項により入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として、入札参加通知書を発出した日の翌日から第８条１項に規定する質問書の提出期限日の２日前までに行う。

なお、収支等命令者は、現場説明会を行う場合、次の(１)から(３)を明示する。
（１）現場説明会を行う旨
（２）現場説明会の日時及び場所
（３）その他収支等命令者が必要と認める事項

（入札の執行）
第 10 条　収支等命令者は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して８日後に入札を執行し、入札参加者に入札参加通知書の写しとともに、入札書等（入札書及び積算内訳書（別記様式６－１～６(参考様式)）をいう。以下同じ。）を提出させる。なお、積算内訳書に不備のある入札参加者を無効とすることがある。
２　収支等命令者は、入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）を立ち会わせて開札する。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札手続きをコンピュータとネットワークを利用した電子入札システムで行う場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わせないことができる。
３　入札書等は、次の(１)から(５)のとおり取り扱うものとする。
（１）原則として入札公告等又は入札説明書に定める様式により作成すること。
（２）作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
（３）入札執行以外の用途に使用しないこと
（４）入札参加者に返却しないこと。
（５）入札書等の差し替え、再提出又は撤回を認めないこと。
４　その他入札の執行については、地方自治法、施行令及び会計規則に定めるところによる。

（入札参加資格の確認）
第 11 条　収支等命令者は、入札参加資格について、原則として開札日の翌日から起算して２日以内（県の休日を含まない。）に、落札候補者から確認資料（入札参加資格確認申請書（別記様式２）、工事施工実績調べ（別記様式３）、配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者用）（別記様式４）、配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用）（別記様式４－２）、経営事項審査結果及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係（別記様式５）、その他収支等命令者が提出を指示した書類及びその他必要となる書類をいう。以下同じ。）を提出させ確認する。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とし、確認資料を提出させ確認する。
２　収支等命令者は、落札候補者が、確認資料の提出を指示した提出期限日（以下「提出期限日」という。）までに確認資料の全部又は一部を提出しない場合又は確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とし、入札参加資格「無」としてその理由を付した入札参加資格不適格通知書（第７号様式。以下「不適格通知書」という。）を通知する。
また、確認資料に不備がある場合には、無効とし、不適格通知書を通知することがある。
３　収支等命令者は、落札候補者に対して、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならないことを明示する。
４　収支等命令者は、当該工事がＷＴＯ対象工事の場合、施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が、当該建設業者の資本金の額の２分の１以上を出資しているものにあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
５　確認資料は、次の(１)から(５)のとおり取り扱うものとする。
（１）入札公告等又は入札説明書に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
（２）作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
（３）入札参加資格の確認以外の用途に使用しないこと。
（４）落札候補者に返却しないこと。
（５）原則として提出期限日を超過した日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

（落札者の決定及び公告）
第 12 条　収支等命令者は、第 11 条１項及び２項の規定に基づいた落札候補者について、参加資格委員会等の審議に付し、落札者を決定する。
２　収支等命令者は、入札参加者に対して、落札者決定通知書（第８号様式）を通知する。
　なお、当該工事がＷＴＯ対象工事の場合は、併せて特例規則第 11 条に基づき、落札者等に関する公示（第５号様式）による公告を行う。

（苦情申立て）
第 13 条　収支等命令者は、参加なし通知書を受けた入札参加希望者又は不適格適格通知書を受けた落札候補者が、その理由について不服がある場合は、収支等命令者に対して苦情申立てを行うことができるようにする。なお、手続き等の詳細は、「公共工事における非指名理由等苦情処理手続要領」によるものとする。
２　収支等命令者は、当該工事がＷＴＯ対象工事の場合、前項１に加え、政府調達に関する協定違反について岐阜県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができるようにする。なお、手続き等の詳細は、岐阜県政府調達苦情処理手続要領(平成８年岐阜県告示第 381 号)によるものとする。

（契約の締結及び解除）
第 14 条　収支等命令者は、本契約の締結に際し、県議会の議決を必要とする場合、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によっては本契

約を締結しないことがある。
２　収支等命令者は、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結せず、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。

（入札保証金及び契約保証金）
第 15 条　入札保証金及び契約保証金は、次の（１）及び（２）のとおりとする。
（１）　入札保証金　免除。
（２）　契約保証金　納付。ただし、会計規則第 113 条で定める契約保証金に代わる担保としての国債又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（その他）
第 16 条　収支等命令者は、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札等を行うことができないと判断したときには、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
２　収支等命令者は、適正な入札執行を確保する必要があると判断した場合には、入札書等を抽選により選定することができる。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示す。
３　収支等命令者は、落札者が確認資料に記載した配置予定の技術者を現場に配置できない場合には、落札者決定の取消又は契約の解除とともに参加資格停止措置を行うことがある。
４　収支等命令者は、入札参加資格のない者及び会計規則第 130 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。
　また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
５　収支等命令者は、申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、その者を参加資格停止措置とする。
６　談合情報があった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
７　契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとする。
８　総合評価一般競争入札とする場合は、本要領に併せて、岐阜県建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施要領（平成 28 年３月 29 日技第 798 号）、岐阜県建設工事における簡易型（①・②）総合評価落札方式の実施要領（平成 28 年３月 29 日技第 799 号）又は岐阜県建設工事における簡易型（地域型）総合評価落札方式の実施要領（平成 28 年３月 29 日技第 800 号）によるものとする。
９　低入札制度の適用については、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成 10 年３月 30 日監第 775 号）によるものとする。
10　入札心得は、入札公告等又は入札説明書に記載がない事項について適用する。
11　収支等命令者は、この要領に定めるもの以外で入札執行に関して定める必要がある場合には、参加資格委員会等の審議に付して定める。
12　その他入札の執行については、県土整備部建設工事一般競争入札事務処理要領（平成 11 年 4 月 1 日建政第 37 号）を参照すること。

附　　則
この要領は、平成７年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成８年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成９年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 10 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 11 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 12 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 13 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 13 年９月２０日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 14 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 14 年１１月１日から施行する。
附　　則

この要領は、平成 15 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 16 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 17 年９月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 20 年５月２０日から施行する。
附　　則
この要領は、平成 21 年７月１５日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 21 年 10 月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 22 年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 23 年２月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 23 年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 24 年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 25 年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 26 年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 26 年５月１６日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。
附　　則
この要領は、平成 26 年６月 30 日から施行し、平成 26 年８月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 26 年７月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 26 年 10 月７日から施行し、平成 26 年１１月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 26 年 10 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 26 年 12 月 22 日から施行し、平成 27 年１月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 26 年 12 月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 27 年４月１日から施行し、平成 27 年４月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 27 年３月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 28 年４月１日から施行し、平成 28 年４月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 28 年３月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 28 年６月１日から施行する
附　　則
この要領は、平成 29 年４月１日から施行し、平成 29 年４月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 29 年３月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 30 年４月１日から施行し、平成 30 年４月１日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 30 年３月 31 日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、平成 31 年３月　２５日から施行し、平成 31 年３月２５日以降に公告する案件から適用する。ただし、平成 31 年３月２５日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、令和２年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和２年４月１日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、令和３年５月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和３年４月３０日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、令和５年１月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和４年１２月３１日以前に公告する案件については、なお従前の例による。
附　　則
この要領は、令和５年１１月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。ただし、令和５年１１月１日以前に公告する案件については、なお従前の例による。

附　　則

この要領は、令和５年１２月１５日から施行し、令和６年４月１日以降に契約する案件から適用する。ただし、令和６年３月３１日までに契約する案件については、なお従前の例による。

附　　則

この要領は、令和７年５月１日から施行し、令和７年５月１日以降に公告する案件から適用する。

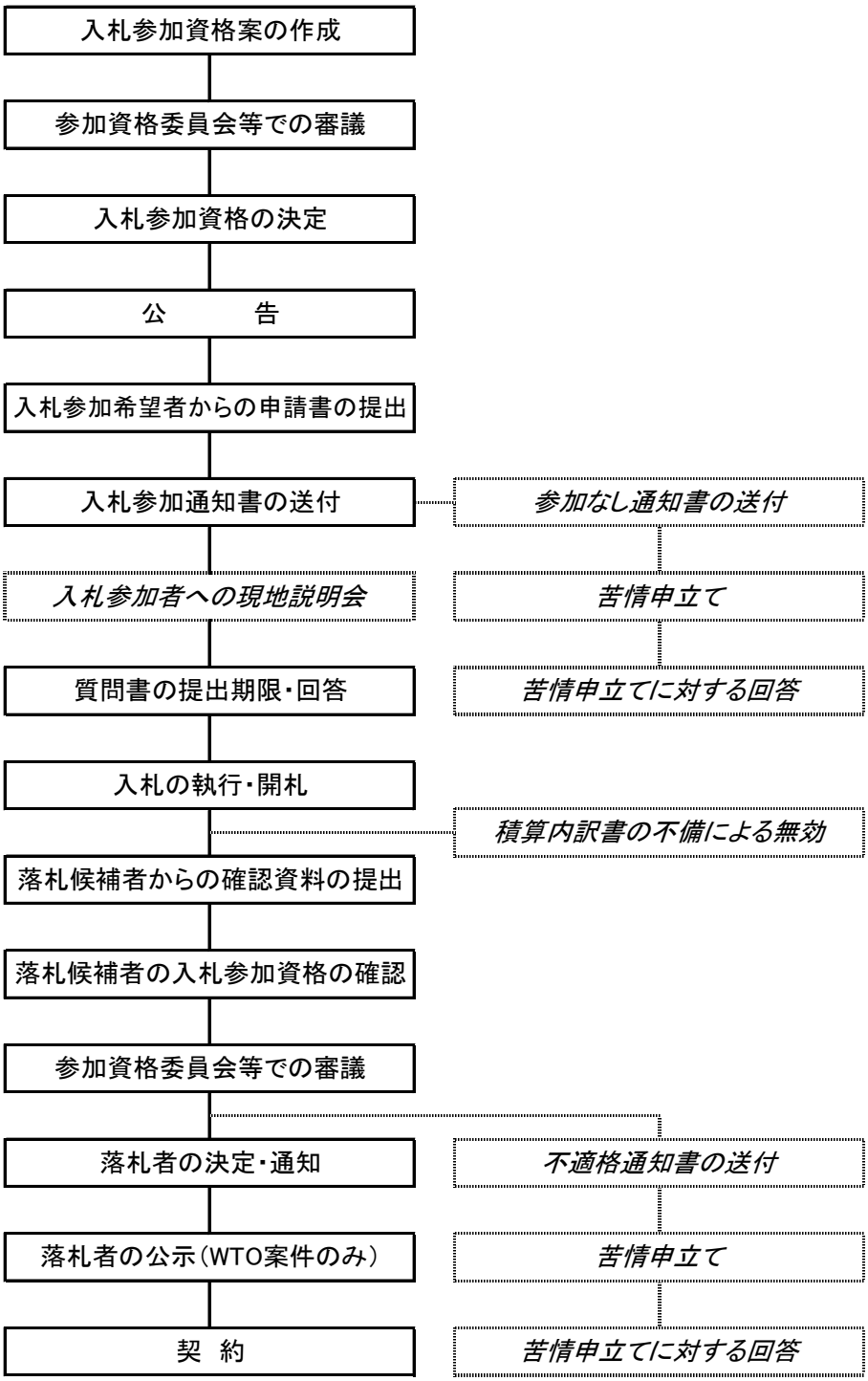
附　　則

この要領は、令和８年４月１日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附　　則

この要領は、令和８年７月１日から施行する。

【一般競争入札の流れ】


入札参加資格案の作成
参加資格委員会等での審議
入札参加資格の決定
公　　告
入札参加希望者からの申請書の提出
入札参加通知書の送付
参加なし通知書の送付
入札参加者への現地説明会
苦情申立て
質問書の提出期限・回答
苦情申立てに対する回答
入札の執行・開札
積算内訳書の不備による無効
落札候補者からの確認資料の提出
落札候補者の入札参加資格の確認
参加資格委員会等での審議
落札者の決定・通知
不適格通知書の送付
落札者の公示（WTO案件のみ）
苦情申立て
契　約
苦情申立てに対する回答

第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】

入　札　公　告　（　共　通　事　項　）

＜入札に関する留意事項＞

（１）入札公告は、本書及び「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」（以下「入札公告等」という。）から成るものとする。
（２）入札執行等は、入札公告等及び入札心得によるものとし、入札心得は入札公告等に記載がない事項について適用する。
（３）入札手続きは、岐阜県ＣＡＬＳ／ＥＣ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行うことを原則とし、運用については、岐阜県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）によるものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者は、事前に当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）を発注する収支等命令者（岐阜県知事又は当該工事を発注する現地機関の長をいう。以下同じ。）に紙入札方式参加承諾書（電子入札運用基準の様式１）を提出し、収支等命令者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる（以下「紙入札者」という。）。なお、紙入札者が各種書類を提出する場合は、持参のみ認め、郵送又は電送によるものは認めない。
（４）設計図面及び仕様書を含む設計図書は、電子入札システムからのダウンロードを基本とするが、様式によっては岐阜県ホームページよりダウンロードする場合があることから、事前に当該工事を発注する本庁の課又は現地機関（以下「発注機関」という。）に確認すること。
（５）提出に必要となる書類は、別表４「手続等に必要な提出書類」に記載している。

１　入札参加資格に関する事項

入札参加資格に関する条件は、次の（１）から（15）及び「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」の「２　入札参加資格」のとおりとする。なお、特に断りのない限り、入札参加資格は　当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の４の規定に該当しないこと。
（２）岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「会社更生法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
（５）岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年４月１日工検第 12 号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
（６）岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
（７）岐阜県が発注した工事のうち、直近の過去２カ年度間（入札公告日の属する年度を除き、遡って２カ年度間）に完成し引き渡された実績がある場合において、当該工事に対応した工種に係る工事成績評定の平均が 65 点以上であること。なお、工種等の詳細は、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」の「２　入札参加資格」に示すとおりとする。
（８）当該工事に係る設計業務等の受託者でなく、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
　ただし、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある」とは次のア又はイに該当する者とする。
　ア　当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
　イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者
　なお、設計業務等の受託者等の詳細は、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」の「２　入札参加資格」に示すとおりとする。
（９）当該工事に入札参加しようとする者の間に次のアからウのいずれかに該当する関係がないこと（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合、次のアからウに該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
　ア　資本関係
　　次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）第２条第３号に規定する子会社をいう。以

下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
①親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係
次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

ウ　その他
上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(10) 当該工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条の許可業種の許可を受けており、かつ申請期限日までに５年以上の営業又は同等の実績があること。許可業種等の詳細は、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」の「２　入札参加資格」に示すとおりとする。

(11) 次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(12) 当該工事に従事する主任技術者、監理技術者及び建設業法第 26 条第３項第２号（以下、「専任特例２号」という。「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」に同じ。）の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」に同じ。）は、申請期限日以前に３カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(13) 監理技術者にあっては、当該工事に対応する建設業法第３条の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講した者であること（ただし、元請工事における下請金額合計が 5,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）の場合のみとする。）。

(14) 建設業法第 26 条第３項第１号（以下、「専任特例１号」という。「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」に同じ。）、専任特例２号又は同法同条の５の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審型】」、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年３月１日国総建第 316 号）」及び「技術者の配置について（岐阜県県土整備部技術検査課）」に規定される全ての要件を満たさなければならない。

(15) 当該工事に示す「事業所の所在地に関する条件」を満たしていること。なお、「岐阜県内の指定する地域」と示したときの「地域」とは、別表１から３に掲げるところによることとし、地域等の詳細は、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」の「２　入札参加資格」に示すとおりとする。

２　入札参加の申請に関する事項

（１）当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、電子入札システム画面の「入札参加申請書」に必要事項を記入し、附属書類を添付して申請期限日までに提出すること。
また、紙入札者は、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成 13 年４月１日工検第９号。以下「一般競争入札要領」という。）の入札参加申請書（別記様式１）に附属書類を添付して申請期限日までに持参すること。
なお、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成による入札参加希望者は、岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成 13 年９月 20 日工検第 165 号。以下「共同企業体要領」という。）に規定する特定建設工事共同企業体協定書（甲）（共同企業体要領の第４号様式－１）による協定を締結すること。

（２）技術提案等を受け付け価格以外の要素（以下「加算点」という。）と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の場合、総合評価落札方式に関する技術資料（申請様式第２号。以下「技術資料」という。）には、配置予定の主任技術者又は監理技術者として最大３名の候補となる主任技術者又は監理技術者を記載することができるが、加算点を評価する過程においては、加算点の条件、資格及び実績等が一番低いと判断される候補の主任技術者又は監理技術者で評価する。

（３）申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。

（４）入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。
（５）入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、収支等命令者に対して苦情申立てを行うことができる。
（６）申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
ア 入札公告等に定める様式により作成すること。
イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
ウ 入札参加及び加算点の申請以外に使用しないこと。
エ 入札参加希望者に返却しないこと。
オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

３　設計図面及び仕様書等の質問・回答に関する事項

（１）入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、収支等命令者が定める提出期間内に、電子入札システムにより質問書を提出すること。なお、紙入札者は、質問書（様式は自由）を持参すること。
（２）収支等命令者は、入札参加希望者から質問書の提出があった場合、質問書に対する回答書を電子入札システムにより回答する。また、併せて発注機関での閲覧に供する。

４　入札執行に関する事項

（１）入札は、第２（４）において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。
　電子入札システム利用者においては、入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。）を収支等命令者が指示した入札書等の受付期間内に電子入札システムにより提出すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
　紙入札者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書は入札心得の様式１）を開札時に持参すること（代理人が入札する場合は、入札心得の第２第４項による。）。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（電子入札運用基準の様式２）を持参すること。
（２）入札の執行に先立ち、紙入札者は入札参加通知書の写しを提出すること。
（３）当該工事以外の入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済みの入札参加者にあっては、直ちに入札辞退届を持参すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。
（４）落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
（５）予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。
（６）積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の５項目を明らかにすること。なお、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。
ア　内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
イ　記載すべき項目を満たしていないもの
ウ　一括値引きがあるもの
エ　端数調整・処理されているもの
オ　その他不備があるもの
　また、積算内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。確認方法は、次のア及びイのとおりとする。さらに、合理的な回答が得られない場合は別記様式８により、要請を行う。
ア　理由の確認方法：書面（必要に応じてヒアリングを実施）（別記様式７）
イ　その他：書面の提出期限やヒアリング日時、場所等については別途連絡する。書面（別記様式７）の提出を行わない場合やヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、無効とすることがある。
（７）開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会

いを行わないことがある。
（８）収支等命令者が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示す。
（９）次のアからクに該当する入札は無効とする。
ア　入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
イ　入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
ウ　入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
エ　入札に関し談合等の不正行為があったとき。
オ　入札書に記名押印がないとき。（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）
カ　入札書の記載事項の確認ができないとき。
キ　入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
ク　その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
(10) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。
(11) 低入札制度として、次のア又はイのいずれかを適用している。
ア　低入札価格調査制度
　低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び価格による失格判断基準（以下「失格判断基準」という。）を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等を行う。なお、低入札価格調査に係る調査票を期限までに提出しない場合又はヒアリングに応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を落札者としない。ただし、この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。
　また、基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上の価格をもって契約をする場合は、主任技術者又は監理技術者が、専任特例１号、専任特例２号又は建設業法第 26 条の５の適用を受けることを認めず、主任技術者又は監理技術者とは別に、当該工事の入札参加資格を満たす技術者（以下「追加配置技術者」という。）１名を、契約工期の始まり時点から配置し、現場施工に着手する日からは専任で現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置すること（共同企業体の場合は、代表構成員が追加配置技術者を配置すること。）。
　ただし、当該工事における現場代理人を兼務することはできない。
　また、低入札価格調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と完成検査時の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに参加資格停止措置を講ずることがある。
　なお、失格判断基準を下回った入札参加者は、当該入札を失格とする。
イ　最低制限価格制度
　最低制限価格（以下「制限価格」という。）を設けているため、入札額が制限価格を下回った場合は、当該入札を失格とする。
　なお、いずれの制度を適用しているかは、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」に示しており、詳細は、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成 10 年３月 30 日監第 775 号）によるものとする。
(12) 落札候補者の決定は、最低価格入札者を落札者とする価格競争方式（以下「価格競争方式」という。）においては次のア及びウ、総合評価落札方式においてはイ及びウのとおりとする。
ア　価格競争方式においては、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）第 111 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。
　ただし、低入札価格調査制度を適用した場合で、すべての入札参加者の入札額が基準価格以上であった場合は、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。
　また、最低制限価格制度を適用した場合、制限価格以上のうちの最低価格入札者を原則として落札候補者とする。
イ　総合評価落札方式においては、会計規則第 111 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札参加者の技術資料により評価項目の達成度を評価し、標準点 100 点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値（＝（標準点 100 点＋加算点）／入札価格×1,000,000）が最も高い入札参加者を原則として落札候補者とする。
ウ　落札候補者が２者以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する。
　なお、くじ引きを辞退することはできない。
(13) 価格競争方式においては、請負代金の額が 1,000 万円以上 4,500 万円未満（建築一式工事にあっては 1,000 万円以上 9,000 万円未満）の場合に、主任技術者の専任配置を求める場合がある。詳細は、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」の「２　入札参加資格」に示している。
(14) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。

ウ 入札参加者に返却しないこと。
エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
(15) その他入札の執行については、施行令及び会計規則に定めるところよる。

5 入札参加資格の確認に関する事項

（１）開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格及び加算点の確認を行うので、収支等命令者が指示した提出期限日までに、確認資料（一般競争入札要領の入札参加資格確認申請書（別記様式２）及び附属書類をいう。以下同じ。）を持参すること（電子入札システムによる提出は出来ない。）。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、収支等命令者が別途指示した提出期限日までに確認資料を持参すること。
（２）当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行う。
（３）落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、収支等命令者に対して苦情申立てを行うことができる。
（４）確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
ア　入札公告等に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。
イ　作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
ウ　入札参加資格及び加算点の確認以外に使用しないこと。
エ　落札候補者に返却しないこと。
オ　原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

6 落札者決定及び契約に関する事項

（１）落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。
（２）落札者が、落札決定通知書を受けた日から、原則として１週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。
（３）落札者は、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」において示す現場施工に着手する日までに、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、かつ総合評価落札方式においては技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置すること。
　なお、「第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】」において示す現場施工に着手する日までに、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、かつ総合評価落札方式においては技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。
（４）総合評価落札方式においては、入札参加者（落札者を除く。）が落札者の決定結果に対して不服がある場合、書面（様式は任意）にて次のアにより収支等命令者に対して苦情申立てを行うことができる。
ア　提出期間・方法
① 提出期間
落札者決定通知の通知日から起算して７日（岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第５号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を含まない。）以内
② 提出方法
書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
イ　上記アにより提出があった場合、収支等命令者は　苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
（５）本契約の締結に際し、岐阜県議会の議決を必要とする場合は、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。
（６）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（７）入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。
ア　入札保証金　免除。
イ　契約保証金　納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（会計規則第 113 条）又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除される。

（８）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の２に相当する額を支払わなければならない。
（９）共同企業体結成による落札者は、契約締結後 14 日以内に次のアからウを提出すること。
なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出すること。
ア　共同企業体編成表（共同企業体要領の第４号様式－２）
イ　使用機械器具の調達計画（共同企業体要領の第４号様式－３　同別表を含む。）
ウ　その他（運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書）
また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、運営委員会開催後 14 日以内に議事の概要をとりまとめ、提出すること。

７　その他

（１）天災その他やむを得ない理由により、収支等命令者が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
（２）談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
（３）落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。
また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
（４）入札参加資格のない者及び会計規則第 130 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。
また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
（５）申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。
（６）入札参加希望者又は入札参加者が電子入札システムにて申請書及び入札書等を送信した場合には、受領の受付票を発行するので、必ず確認すること。なお、電子入札システムを使用して提出された申請書及び入札書等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
（７）電子入札システムは、県の休日を除く、月曜日及び金曜日の８時から 18 時まで、火曜日から木曜日の８時から 24 時まで稼働しており、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ（URL　http://www.cals.pref.gifu.jp/）で公開している。
また、操作上の手引き書として、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を岐阜県電子入札案内ページで公開している。
なお、障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、受付時間等の詳細は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によるが、緊急を要する場合は、直接発注機関へ連絡すること。
（８）落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。
（９）落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、別記様式９により、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
(10) その他不明な点は、発注機関に照会すること。

別表１（圏域）

地域名	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	関市 美濃市 美濃加茂市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡

別表２（農林事務所の所管区域）

地域名	岐阜	西濃	揖斐	中濃	郡上	可茂	東濃	恵那	下呂	飛騨
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市	大垣市 海津市 養老郡 不破郡	揖斐郡	関市 美濃市	郡上市	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	多治見市 瑞浪市 土岐市	中津川市 恵那市	下呂市	高山市 飛騨市 大野郡

	瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	安八郡								

別表３（土木事務所の所管区域）

地域名	岐阜	大垣	揖斐	美濃	郡上	可茂	多治見	恵那	下呂	高山	古川
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	揖斐郡	関市 美濃市	郡上市	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	多治見市 瑞浪市 土岐市	中津川市 恵那市	下呂市	高山市 （国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域を除く。） 大野郡	高山市のうち国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域 飛騨市

別表４（手続等に必要な提出書類）

（1）電子入札システム利用者の場合

手続等	必要な提出書類
1)入札参加の申請書提出時	入札参加申請書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記の附属書類を添付 以下、附属書類 ・第４号様式－１(共同企業体要領) 特定建設工事共同企業体協定書(写)（共同企業体参加者のみ） ・様式３(電子入札運用基準) ICカード委任状(写)（共同企業体参加者のみ） 【総合評価落札方式の場合は下記書類を併せて添付】 ・岐阜県総合評価落札方式　申請様式２－１～２－３ ・岐阜県総合評価落札方式　申請様式２－４(技術所見を求める場合のみ) ・岐阜県総合評価落札方式　申請様式２－５（技術提案を求める場合のみ）
2)入札書等の提出時	入札書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記書類を添付 ・積算内訳書
3)確認資料の提出時（落札候補者のみ） ただし、電子入札システムでの提出は不可	・別記様式２　入札参加資格確認申請書（落札候補者用） 以下、附属書類 ・別記様式３　工事施工実績調べ ・別記様式４　配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者用） ・別記様式４-２　配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用）（専任特例２号の適用を受ける監理技術者を配置する場合のみ） ・別記様式５　経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係 ・各種証明書類（契約書の写し、技術者の資格証明書の写、工事成績対象一覧、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の工事カルテの写等） ・第４号様式－１(共同企業体要領) 特定建設工事共同企業体協定書(原本)（共同企業体参加者のみ） ・様式３（電子入札運用基準）ICカード委任状(原本)（共同企業体参加者のみ） ・現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書（配置予定の現場代理人・主任技術者・監理技術者が兼務する場合のみ） 【総合評価落札方式の場合は下記の附属書類を併せて提出】 ・総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類

・電子入札システムに様式の添付がないものは、岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。
・総合評価申請様式は公告ごとに異なりますので、電子入札システムからダウンロードしたものを使用してください。

(2)紙入札者の場合

手続等	必要な提出書類
【紙入札者は、(1)電子入札システム利用者の場合に加え、下記書類を併せて提出】	
1)入札参加の申請書提出時	・別記様式１　入札参加申請書
2)入札書等の提出時	・様式１(入札心得)　入札書 ・委任状（様式は自由）（代理人による場合のみ） ・入札参加通知書の写し ・積算内訳書

・様式は岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。

第２号様式　入札公告個別事項【事後審査型】（作成例）

入　札　公　告　（　個　別　事　項　）

○○○○事業　○○○○工事に関する一般競争入札公告

○○○○事業　○○○○工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和３２年岐阜県規則第１９号。以下「規則」という。）第１２７条の規定により公告します。
入札公告は、「第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。なお、「第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲示しています。
なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ＩＣカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。
そのまま、ＩＣカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。
ご不明な点がありましたら、ご相談ください。【電子入札の場合のみ】

令和○○年○○月○○日

岐阜県知事　　○○　○
（岐阜県○○事務所長　○○　○○）

１　一般競争入札に付する工事

(1) 工事番号　　○○号
　　工 事 名　　○○○○事業　○○○○工事
　　（電子入札対象案件）
(2) 工事場所　　○○市○○町○－○－○
(3) 工事概要　　工種　○○○○　　工法　○○○○
　　施工延長　○○m
(4) 工　　期　　約○か月間（約○○日間）
(4) 工　　期　　令和○○年○○月○○日　から　令和○○年○○月○○日　まで
　　なお、本工事はフレックス工期による契約方式（任意着手方式）の工事であり、フレックス工期（任意着手方式）を活用する場合は次のとおりである。
　　工事開始期限日　令和○○年○○月○○日　工期日数○○○日間
　　【フレックス工期による契約方式（任意着手方式）の場合】
(4) 工　　期　　令和○○年○○月○○日　から　令和○○年○○月○○日　まで
　　なお、本工事はフレックス工期による契約方式（発注者指定方式）の工事である。
　　【フレックス工期による契約方式（発注者指定方式）の場合】
(5) 予定価格　　○○○円（消費税及び地方消費税を含む）
(6) 低入札価格調査制度　　有・無
(7) 最低制限価格制度　　有・無
(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
　　【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合のみ】
(9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
(10)本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（○○型）の工事です。
　　【総合評価落札方式の場合のみ】
(11)本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事です。
　　【契約後ＶＥ方式の対象工事の場合のみ】
(12)本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事です。
　　【熱中症対策工事の場合のみ】
(13)本工事は、現場労働者の作業環境の改善を行うための建設現場環境改善モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。
　　【建設現場環境改善モデル工事の場合のみ】
(14)本工事は、発注者指定型の「ＩＣＴを活用したモデル工事」です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のＩＣＴを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。
　　【ＩＣＴを活用したモデル工事（発注者指定型）の場合のみ】
(15)本工事は、施工者希望型の「ＩＣＴを活用したモデル工事」の対象工事です。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のＩＣＴを活用したモデル工事実施要領」を参照してください。
　　【ＩＣＴを活用したモデル工事（施工者希望型）の場合のみ】
(16)本工事は、完全週休２日を原則とした完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）です。詳細は「岐阜県発注の完全週休２日制（土日）工事実施要領」を参照してください。
　　【完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）の場合のみ】

(17)本工事は、完全週休２日制（土日）工事（交替制）です。詳細は「岐阜県発注の完全週休２日制（土日）工事実施要領」を参照してください。
【完全週休２日制（土日）工事（交替制）の場合のみ】
(18)本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事です。詳細は「岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を参照してください。
【建設キャリアアップシステム活用モデル工事の場合のみ】
(19)本工事は、若手又は女性技術者（現場代理人を含む）（以下「若手技術者等」という）の配置を加点評価する若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事（モデル２）です。
【若手・女性技術者育成型総合評価落札方式の場合のみ】
(20)本工事は、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的とする人材育成型総合評価落札方式の試行工事です。
【人材育成型総合評価落札方式の場合のみ】
(21)本工事は、建設現場における遠隔臨場実施工事です。詳細は「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を参照してください。
【建設現場における遠隔臨場実施工事の場合のみ】
(22)本工事は、ＡＳＰ方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。
【ＡＳＰ方式の情報共有システム利用工事の場合のみ】

２　入札参加資格

【単体のみの場合】

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

【単体又は２者ＪＶの場合】

本工事は、単体又は２者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とします。

（１）単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可
特定・一般（○○工事業）
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数
○○工事業・総合点数○○点以上
施工実績に関する条件
平成○○年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。） ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあっては 工事成績評定の評定点が６５点未満であるものを除く。 ①【岐阜県建設工事一般競争入札発注基準に基づき設定】 （例１）　建設業法で規定する土木一式工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費○○万円以上の施工実績 （例２－１）急傾斜地崩落対策工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費○○万円以上の施工実績 （例３－１）トンネル工事で、完成引き渡しの済んでいるＮＡＴＭ工法による内空断面○○㎡以上、延長○○ｍ以上の施工実績 ②【特殊工事で、発注基準に基づき設定した工事だけでは競争性が確保できない場合のみ設定】 （例２－２）河川、砂防・地すべり工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費○○万円以上の施工実績 （例３－２）トンネル工事で、完成引き渡しの済んでいる延長○○ｍ以上の施工実績
配置技術者に関する条件
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和○○年○○月○○日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例１号及び専任特例２号を適用する場合と、建設業法第26条の５を適用する場合は、専任を求めない。 ア　技術士（○○部門「○○」）、○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。 イ　１級○○施工管理技士、２級○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。 ウ　平成○○年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する○○工事において、元請け人として工事費が○○万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例１号、専任特例２号（令和２年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の５の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）。 【岐阜県建設工事一般競争入札発注基準に基づき設定】 ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ①　請負代金の金額が1,000万円未満の工事 ②　請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満（建設業法で規定する建築一式工事にあっては9,000万円未満）の工事であっても、令和▲、▲－１年度における岐阜県発注工事の当該工種（※１）に係わる工事成績評定点の平均が７５点以上（令和▲、▲－１年度における岐阜県発注工事の当該工種（※１）に係わる受注実績がない場合は、令和▲－２、▲－３年度における岐阜県発注工事の当該工種（※１）に係わる工事成績評定点の平均が７５点以上）である有資格業者が受注した工事 ③　請負代金の金額が1,000万円以上4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）である総

合評価落札方式工事
※１：１）▲＝「入札公告日の属する年度」の前年度
２）「土木一式」、「建築一式」及び「舗装」などの建設業法で規定する工種区分

本工事に従事する主任技術者は、次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。　【主任技術者の専任を求めない場合のみ】
ア　技術士（○○部門「○○」）、○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　１級○○施工管理技士、２級○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。
ウ　平成○○年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する○○工事において、元請け人として工事費が○○万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例１号、専任特例２号（令和２年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の５の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）。
【岐阜県建設工事一般競争入札発注基準に基づき設定】

技術者の兼務に関する条件

本工事は、専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認める工事である。
【専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認める場合】

本工事は、専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認めない工事である。
【専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認めない場合】
※「配置技術者に関する条件」及び「技術者の兼務に関する条件」の「網掛部」を削除すること。

事業所の所在地に関する条件

「第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】」の「別表○」に示す○○区域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店、支店又は営業所が所在すること。

設計業務等の受託者等

対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。
○○○○設計株式会社

その他の条件

「第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】」の「１　入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

２　入札参加資格【共同企業体受注の場合】
【単体又は２者ＪＶの場合】
（２）２者の共同企業体にて入札に参加する場合、結成は自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおりです。
【ＪＶのみの場合】
本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とします。共同企業体の構成員は○者又は△者で、結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可

特定・一般（○○工事業）　（すべての構成員）

岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数

○○工事業・総合点数（代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）○○点以上、その他構成員○○点以上）

構成員の各々の出資比率

構成員が○者の場合は○○％以上、○者の場合は○○％以上であること。

施工実績に関する条件

＜代表構成員＞
平成○○年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）
ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあっては、工事成績評定の評定点が６５点未満であるものを除く。
①　トンネル工事で、完成引き渡しの済んでいるＮＡＴＭ工法による内空断面○○㎡以上、延長○○ｍ以上の施工実績
②　トンネル工事で、完成引き渡しの済んでいる延長○○ｍ以上の施工実績
＜その他構成員＞
少なくとも１者は平成○○年度以降申請書期限日までに、○○以上の○○工法の建設業法で規定する○○工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の

ものに限る。）。【構成員が３者の場合】

配置技術者に関する条件

＜代表構成員＞

本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和○○年○○月○○日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例１号及び専任特例２号を適用する場合と、建設業法第26条の５を適用する場合は、専任を求めない。

ア　技術士（○○部門「○○」）、○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成○○年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する○○工事において、元請け人として工事費が○○万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例１号、専任特例２号（令和２年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の５の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）。

＜その他構成員＞

本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和○○年○○月○○日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例１号及び専任特例２号を適用する場合と、建設業法第26条の５を適用する場合は、専任を求めない。

ア　技術士（○○部門「○○」）、○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成○○年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる建設業法で規定する○○工事において、元請け人として工事費が○○万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例１号、専任特例２号（令和２年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の５の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員としての主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）。

【岐阜県建設工事一般競争入札発注基準に基づき設定】

技術者の兼務に関する条件

本工事は、専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認める工事である。

【専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認める場合】

本工事は、専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認めない工事である。

【専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第26条の５の適用を認めない場合】

※「配置技術者に関する条件」及び「技術者の兼務に関する条件」の「網掛部」を削除すること。

事業所の所在地に関する条件

共同企業体の構成員のうち１者は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店を県内に有する者であること。

設計業務等の受託者等

対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。

○○○○設計株式会社

その他の条件

「第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】」の「１　入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

３　**担当課**【すべての事務処理を現地事務所で実施する場合】

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県○○事務所 ○○課○○担当	058-111-1111 （内線1111）	〒500-0000 岐阜県○○市○○町0-0-0 岐阜県○○総合庁舎○階
工事担当課	岐阜県○○事務所 ○○課○○担当	058-111-1111 （内線1211）	

３　**担当課**【入札事務だけを現地事務所で実施する場合】

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県○○事務所○○課○○担当	058-111-1111 （内線1311）	〒500-0000 岐阜県○○市○○町0-0-0 岐阜県○○総合庁舎○階

工事担当課	岐阜県○○部○○課○○担当	058-272-1111 （内線1411）	〒500-0000 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1
申請受付担当課	岐阜県○○部○○課○○担当 （各部において指定した課）	058-272-1111 （内線1511）	

4　入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和○○年○○月○○日（○）午前９時から 令和○○年○○月○○日（○）午後４時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和○○年○○月○○日（○）午前９時から 令和○○年○○月○○日（○）午後４時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和○○年○○月○○日（○）午前９時から 令和○○年○○月○○日（○）午後４時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和○○年○○月○○日（○）午前９時から 令和○○年○○月○○日（○）午後４時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和○○年○○月○○日まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和○○年○○月○○日（○）午前９時から 令和○○年○○月○○日（○）午後４時まで	電子入札システムによる
開札	令和○○年○月○日（○） 午前○時から	電子入札システムによる 岐阜県○○総合庁舎○階○入札室
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和○○年○○月○○日（○）午前９時から 令和○○年○○月○○日（○）午後４時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない）	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して７日以内（県の休日を含まない。）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内（県の休日を含まない。）	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 併せて入札担当課による閲覧

※)紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）
注)提出書類については、「第１号様式　入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。

5　総合評価落札方式に関する事項　【総合評価落札方式の場合のみ】

(1) 総合評価落札方式の仕組み
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。
①入札参加資格を満たしている場合に、標準点１００点を付与します。
②技術資料で示された実績等により最大○○点の加算点を与えます。
③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法です。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目
評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。
（ア）施工能力に関する事項
・「トンネルにおける○○」の提案について【技術提案を求める場合のみ】
・「○○の品質向上」の提案について　【技術提案を求める場合のみ】
・「○○の施工における安全対策」について【技術所見を求める場合のみ】
（イ）企業能力に関する事項
（ウ）技術者の能力に関する事項
（エ）地域要件に関する事項

(3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事です。詳細は特記仕様書を参照してください。【契約後ＶＥ方式の対象工事の場合のみ】

【以下、技術提案型の場合のみ】
(4) 技術資料の作成説明会を行います。【作成説明会を実施する場合のみ】
(5) 技術資料のヒヤリングを行います。【ヒヤリングを行う場合のみ】
(6) 現場説明会を行います。【現場説明会を実施する場合のみ】
(7) 技術提案等の採用又は不採用については、入札参加通知書の通知に併せて通知します。なお、技術提案を不採用とする場合には、その理由を付すこととします。また、その技術提案が適正と認められなかった理由に対して、次のアにより理由の再説明を求めることができるものとします。
ア　提出期間・場所等
① 提出期間
技術提案の不採用を含む技術提案採否通知書の通知日から起算して７日（県の休日を含ま

ない。）以内
② 提出場所
３の入札担当課
③ その他
書面（様式は自由）は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない
イ　上記アにより提出があった場合、発注機関の長は　理由の再説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する
(8) 県は、入札後の工事において技術提案の内容が一般的に使用されている状態になった場合には、その提案を無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権その他の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
(9) 技術提案等を採用することにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではありません。
(10) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度の施工が困難又は合理的でないときは、入札参加資格停止、契約金額の減額及び工事成績評定点の減点を行います。さらに、場合によっては損害賠償の請求を行うことがあります。

第３号様式　入札説明書【事後審査型】（作成例）

※ 技術提案型総合評価落札方式等、必要に応じて網掛部の加筆等を行う。

入　札　説　明　書

令和○○年○○月○○日

岐阜県知事　○○○○

＜入札に関する留意事項＞

（１）○○○○事業　○○○○工事の事後審査型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。
（２）入札執行等は、本書及び入札心得によるものとし、入札心得は本書に記載がない事項について適用する。
（３）入札手続きは、岐阜県ＣＡＬＳ／ＥＣ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて行うことを原則とし、運用については、岐阜県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）によるものとする。ただし、電子入札システムによりがたい者は、事前に当該一般競争入札対象工事（以下「当該工事」という。）を発注する岐阜県知事に紙入札方式参加承諾書（電子入札運用基準の様式１）を提出し、岐阜県知事の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる（以下「紙入札者」という。）。なお、紙入札者が各種書類を提出する場合は、持参のみ認め、郵送又は電送によるものは認めない。
（４）設計図面及び仕様書を含む設計図書は、電子入札システムからのダウンロードを基本とするが、様式によっては岐阜県ホームページよりダウンロードする場合があることから、事前に当該工事を発注する本庁の課に確認すること。
（５）提出に必要となる書類は、「14　手続等に必要な提出書類」に記載している。
（６）商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ＩＣカードの変更手続きを行っていない場合は、紙入札での参加とすること。ＩＣカードの変更手続きを行わずに使用した場合は、入札が無効となることのほか、入札参加資格停止措置となる場合がある。

１ 一般競争入札に付する事項

（１）仕様書番号及び工事名　第○○○号　○○○○事業　○○○○工事
（岐阜県ＣＡＬＳ／ＥＣ電子入札システム対象案件）
（２）工事場所　○○市○○町○－○－○
（３）工事概要　工種　○○○○　　工法　○○○○
施工延長　○○ｍ
（４）工　　期　○○日間
（４）工　　期　令和○○年○○月○○日　から　令和○○年○○月○○日　まで
なお、本工事はフレックス工期による契約方式（任意着手方式）の工事であり、フレックス工期（任意着手方式）を活用する場合は次のとおりである。
工事開始期限日　令和○○年○○月○○日　工期日数○○○日間
【フレックス工期による契約方式（任意着手方式）の場合】
（４）工　　期　令和○○年○○月○○日　から　令和○○年○○月○○日　まで
なお、本工事はフレックス工期による契約方式（発注者指定方式）の工事である。
【フレックス工期による契約方式（発注者指定方式）の場合】
（５）予定価格　○○円（消費税及び地方消費税を含む）
（６）低入札価格調査制度　有
（７）業種区分　○○工事業
（８）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合のみ】
（９）本工事は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する技術提案型総合評価落札方式の工事である。　【総合評価落札方式の場合のみ】
(10) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
【契約後ＶＥ方式の対象工事の場合のみ】
(11) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事である。
【熱中症対策工事の場合のみ】
(12) 本工事は、現場労働者の作業環境の改善を行うための建設現場環境改善モデル工事である。詳細は「岐阜県発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照すること。
【建設現場環境改善モデル工事の場合のみ】
(13) 本工事は、発注者指定型の「ＩＣＴを活用したモデル工事」である。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のＩＣＴを活用したモデル工事実施要領」を参照すること。
【ＩＣＴを活用したモデル工事（発注者指定型）の場合のみ】

(14) 本工事は、施工者希望型の「ＩＣＴを活用したモデル工事」の対象工事である。詳細は、「岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のＩＣＴを活用したモデル工事実施要領」を参照すること。

【ＩＣＴを活用したモデル工事（施工者希望型）の場合のみ】

(15) 本工事は、完全週休２日を原則とした完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）である。詳細は「岐阜県発注の完全週休２日制（土日）工事実施要領」を参照すること。

【完全週休２日制（土日）工事（現場閉所）の場合のみ】

(16) 本工事は、完全週休２日制（土日）工事（交替制）です。詳細は「岐阜県発注の完全週休２日制（土日）工事実施要領」を参照してください。

【完全週休２日制（土日）工事（交替制）の場合のみ】

(17) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事である。詳細は「岐阜県発注の建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を参照すること。

【建設キャリアアップシステム活用モデル工事の場合のみ】

(18) 本工事は、若手又は女性技術者（現場代理人を含む）（以下「若手技術者等」という）の配置を加点評価する若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事（モデル２）である。

【若手・女性技術者育成型総合評価落札方式の場合のみ】

(19) 本工事は、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的とする人材育成型総合評価落札方式の試行工事である。

【人材育成型総合評価落札方式の場合のみ】

(20) 本工事は、建設現場における遠隔臨場実施工事です。詳細は「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を参照してください。

【建設現場における遠隔臨場実施工事の場合のみ】

(21) 本工事は、ＡＳＰ方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（工事版）」を参照してください。

【ＡＳＰ方式の情報共有システム利用工事の場合のみ】

２ 入札参加資格

当該工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札であり、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は○者又は○者で、自主結成とする。また、構成員の各々の出資比率は、構成員が○者の場合は○○％以上、○者の場合は○○％以上とする。

当該工事の入札参加資格に関する条件は、次の（１）から（14）のとおりとする。

なお、特に断りのない限り、入札参加資格は当該工事における入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）時点とする。

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)（以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「会社更生法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 199 条又は第 200 条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「民事再生法」という。）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第 174 条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

（５）岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成 13 年４月１日工検第 12 号）に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、申請期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。

（６）岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（７）岐阜県が発注した工事のうち、直近の過去２カ年度間（入札公告日の属する年度を除き、遡って２カ年度間　○○年４月１日から○○年３月 31 日まで）に完成し引き渡された実績がある場合において、○○工事に係る工事成績評定の平均が 65 点以上であること。

（８）当該工事に係る設計業務等の受託者である○○○○設計株式会社でなく、又は○○○○設計株式会社と資本若しくは人事面において関連がないこと。

ただし、「資本若しくは人事面において関連がある」とは次のア又はイに該当する者とする。

ア　○○○○設計株式会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ　建設業者の代表権を有する役員が○○○○設計株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該者

（９）当該工事に入札参加しようとする者の間に次のアからウに該当する関係がないこと（共同企業体の場合、次のアからウに該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

ア　資本関係

次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

① 親会社（会社法第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次の①又は②のいずれかに該当する場合とする。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

ウ　その他

上記ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(10) 当該工事において示す建設業法(昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による○○工事業の特定建設業許可を受けており、かつ申請期限日までに５年以上の営業若しくは同等の実績があること。

(11) 次のアからウに定める届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

(12) 直近の過去 15 カ年度（平成○○年度）以降申請期限日までにおいて、元請けとして完成し引き渡しの済んでいる以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。以下同じ。）。ただし、国及び岐阜県が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が 65 点未満ものを除く。

ア　代表構成員

トンネル工事で、ＮＡＴＭ工法による内空断面○○㎡以上、延長○○ｍ以上の施工実績

イ　代表構成員以外の構成員

トンネル工事で、延長○○ｍ以上の施工実績

(13) 当該工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次のア及びイの条件を満たし、かつ、当該工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、当該工事の現場施工に着手する日（令和○○年○○月○○日）には専任で配置できる者であること。なお、建設業法第 26 条第３項第１号及び第２号（以下、「専任特例１号」及び「専任特例２号」という。）を適用する場合と、建設業法第 26 条の５を適用する場合は、専任を求めない。

ア　代表構成員

① 技術士（○○部門「○○○」）、○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。

② 直近の過去 15 カ年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って 15 カ年度　平成○○年度）以降申請期限日までに、元請けとして完成し引き渡しの済んでいる建設業法で規定する○○工事において、工事費が○○○万円以上の主任技術者、監理技術者、専任特例２号の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例１号、専任特例２号（令和２年 10 月１日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第 26 条の５の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）

③ 監理技術者にあっては、建設業法第 15 条の規定による○○工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講した者であること。

④ 申請期限日以前に３か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

イ　代表構成員以外の構成員

① 技術士（○○部門「○○○」）、○○施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。

② 直近の過去 15 カ年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って 15 カ年度　平成○○年度）以降申請期限日までに、元請けとして完成し引き渡しの済んでいる建設業法で規定する○○工事において、工事費が○○○万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建

設業法に規定された主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例１号、専任特例２号（令和２年 10 月１日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第 26 条の５の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が○○％以上のものに限る。）

③ 申請期限日以前に３か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

（14）専任特例１号、専任特例２号又は建設業法第 26 条の５の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年３月１日国総建第 316 号）」及び「技術者の配置について（岐阜県県土整備部技術検査課）」に規定される全ての要件を満たさなければならない。

【専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第 26 条の５の適用を認める場合】

（14）本工事は専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第 26 条の５の適用を認めない工事である

【専任特例１号、専任特例２号及び建設業法第 26 条の５の適用を認めない場合】

（15）建設業法に規定する○○○工事業に係る岐阜県建設工事等入札参加資格審査の客観点数が、代表構成員（その出資比率が最大の者をいう以下同じ。）であっては 000 点以上、代表構成員以外の構成員にあっては 000 点以上であること。

３ 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県○○事務所総務課管理調整係	058-000-000 （内線 000）	〒500-0000 岐阜県○○市○○町
工事担当課	岐阜県○○事務所○○課○○係	058-000-000 （内線 000）	
契約担当課	岐阜県○○部○○課管理調整係	058-000-000 （内線 000）	〒500-8570 岐阜県岐阜市 薮田南 2-1-1 岐阜県庁○階
申請受付担当課	岐阜県○○部○○課○○係	058-000-000 （内線 000）	

４ 設計図書の配布

（１）当該工事に係る設計図書（発注図面を除く。以下同じ。）の閲覧は、令和○○年○○月○○日（○）午前９時から令和○○年○○月○○日（○）午後４時までの岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第５号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）、電子入札システムからダウンロードにより交付する。また、併せて閲覧に供する。この場合の閲覧場所は、３の入札担当課に同じ。

（２）発注図面は、令和○○年○○月○○日（○）午前９時から令和○○年○○月○○日（○）午後４時までの県の休日を除く毎日、ＣＤ－Ｒ等により交付する。この場合の交付場所は３の入札担当課とする。

５ 入札参加の申請

（１） 当該工事に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成 13 年９月 20 日工検第 165 号。以下「共同企業体要領」という）に規定する特定建設工事共同企業体協定書（甲）（共同企業体要領の第４号様式－１）による協定を締結後、電子入札システム画面の「入札参加申請書」に必要事項を記入し、附属書類を添付して、次のアからイにより提出すること。

また、紙入札者は、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成１３年４月１日工検第９号。以下「一般競争入札要領」という。）の入札参加申請書（別記様式１）に附属書類を添付して持参すること。

ア 提出期間

令和○○年○○月○○日（○）午前９時から令和○○年□□月□□日（□）午後４時までの県の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）。

イ 提出場所

① 電子入札システム利用者の場合

電子入札システムによること。

② 紙入札者の場合

３の申請受付担当課へ持参すること。

（２）総合評価落札方式に関する技術資料（申請様式第２号。以下「技術資料」という。）には、配置予定の主任技術者又は監理技術者として最大３名の候補となる主任技術者又は監理技術者を記載することができるが、加算点を評価する過程においては、加算点の条件、資格及び実績等が一番低いと判断される候補の主任技術者又は監理技術者で評価する。

（３）申請書（入札参加申請書及び附属書類をいう。以下同じ。）を申請期限日までに提出しない入札参加希望者は、当該入札に参加できない。

（４）入札参加希望者は、入札参加通知書による通知を受けなければならない。
　なお、入札参加通知書は、令和○○年○○月○○日（○）までに電子入札システム又は文書により通知する。
（５）入札参加希望者が、申請書のうちのいずれかの書類を申請期限日までに提出しない場合は、無効とする。また、申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、次のアにより岐阜県知事に対して苦情申立てを行うことができる。
　ア　提出期間・場所等
　　①　提出期間
　　入札参加通知書の通知日から起算して７日（県の休日を含まない。）以内
　　②　提出場所
　　３の入札担当課
　　③　その他
　　書面（様式は自由）は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
　イ　上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は　苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
（６）申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。
　ア 入札説明書に定める様式により作成すること。
　イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。
　ウ 入札参加及び加算点の申請以外に使用しないこと。
　エ 入札参加希望者に返却しないこと。
　オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

６　総合評価落札方式

（１）総合評価落札方式の仕組み
　本工事の総合評価落札方式は次のアからウにより落札者を決定する方式とする。
　ア　入札参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
　イ　技術資料で示された実績等により最大○○点の加算点を付与する。
　ウ　得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。
（２）総合評価落札方式の基準
　具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準については、別添「総合評価方式の内容」において明記している。
（３）技術資料の作成説明会を行う。【作成説明会を実施する場合のみ】
（４）技術資料のヒアリングを行う。【ヒアリングを行う場合のみ】
（５）現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ】
（６）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。【契約後ＶＥ方式の対象工事の場合のみ】
（７）技術提案の採用又は不採用について、入札参加通知書に併せて技術提案採否通知書（第８号様式）にて通知する。なお、技術提案を不採用とする場合は、その理由を付すこととする。また、その技術提案が適正と認められなかった理由について、次のアにより岐阜県知事に対して理由の再説明を求めることができるものとする。
　ア　提出期間・場所等
　　①　提出期間
　　技術提案の不採用を含む技術提案採否通知書の通知日から起算して７日（県の休日を含まない。）以内
　　②　提出場所
　　４の入札担当課
　　③　その他
　　書面（様式は自由）は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
　イ　上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は　理由の再説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。
（８）県は入札後の工事において技術提案の内容が一般的に使用されている状態になった場合には、その提案を無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権その他の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
（９）技術提案等を採用することにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
（10）性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度の施工が困難又は合理的でないときは、参加資格停止措置、契約金額の減額及び工事成績評定点の減額を行う、さらに、場合によっては、損害賠償の請求を行うことがある。

７　設計図面及び仕様書等の質問・回答

（１）設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のアからイにより質問書を提出すること。

ア　提出期間
　令和○○年○○月○○日（○）午前９時から令和○○年○○月○○日（○）午後４時までの県の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）
イ　提出場所
①　電子入札システム利用者の場合
　電子入札システムによること。
②　紙入札者の場合
　３の入札担当課へ質問書（様式は自由）を持参すること。

（２）質問書に対する回答書は、令和○○年○○月○○日（○）までに電子入札システムにより回答する（ただし、紙入札者を除く。）。また、次のアからイのとおり閲覧に供する。
ア　閲覧期間
　回答書作成日から令和○○年○○月○○日（○）午後４時までの県の休日を除く毎日
イ　閲覧場所
　３の入札担当課

８　入札執行の手続き

（１）入札は、第５（４）において入札参加を認められ入札参加通知書を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。
　電子入札システム利用者においては、入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。）を岐阜県知事が指示した入札書等の受付期間内に電子入札システムにより提出すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
　紙入札者においては、入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書は入札心得の様式１）を開札時に持参すること（代理人が入札する場合は、入札心得の第２第４項による。）。また入札を辞退する場合は、入札辞退届（電子入札運用基準の様式２）を持参すること。

（２）入札の執行に先立ち、紙入札者は入札参加通知書の写しを提出すること。

（３）当該工事以外の入札に重複参加することは差し支えないが、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札を辞退すること。さらに、入札書等を提出済みの入札参加者にあっては、直ちに入札辞退届を持参すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、参加資格停止措置を行うことがある。

（４）落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）予定価格を事前に公表している場合、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。また、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。なお、予定価格を超える金額で入札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがある。

（６）積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の５項目を明らかにすること。なお、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがある。
ア　内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
イ　記載すべき項目を満たしていないもの
ウ　一括値引きがあるもの
エ　端数調整・処理されているもの
オ　その他不備があるもの
　また、積算内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。確認方法は、次のア及びイのとおりとする。さらに、合理的な回答が得られない場合は別記様式８により、要請を行う。
ア　理由の確認方法：書面（必要に応じてヒアリングを実施）（別記様式７）
イ　その他：書面の提出期限やヒアリング日時、場所等については別途連絡する。書面（別記様式７）の提出を行わない場合やヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、無効とすることがある。

（７）開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）の立ち会いの上行う。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会う。ただし、岐阜県知事が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者等及び入札事務に関係のない職員の立ち会いを行わないことがある。

（８）岐阜県知事が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、岐阜県知事が抽選の際に示す。

（９）次のアからクに該当する入札は無効とする。

ア　入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
イ　入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
ウ　入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
エ　入札に関し談合等の不正行為があったとき。
オ　入札書に記名押印がないとき。（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）
カ　入札書の記載事項の確認ができないとき。
キ　入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
ク　その他岐阜県知事があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(10) 予定価格を事前に公表している場合は、再度入札を行わない。

(11) 低入札価格調査制度として低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び特別重点調査対象価格（以下「対象価格」という。）を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ対象価格以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等を行う。また、落札候補者の入札額が対象価格を下回った場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者へのヒアリング及び関係機関の意見聴取等、特に重点的な調査を行う。なお、特別重点調査に係る資料を期限までに提出しない場合又は事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、当該落札候補者を落札者としない。ただし、これらの調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

また、基準価格を下回った価格をもって契約をする場合、代表構成員は、主任技術者又は監理技術者が、専任特例１号、専任特例２号又は建設業法第 26 条の５の適用を受けることを認めず、主任技術者、監理技術者とは別に、当該工事の入札参加資格を満たす技術者（以下「追加配置技術者」という。）１名を、契約工期の始まり時点から配置し、現場施工に着手する日からは専任で現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置すること。

ただし、追加配置技術者は建設業法の適用外とし、当該工事における現場代理人を兼務することはできない。

なお、低入札価格調査又は特別重点調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は当該調査時の内容と完成検査時の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに参加資格停止措置を講ずることがある。

詳細は、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（平成 10 年３月 30 日監第 775 号）によるものとする。

(12) 落札候補者の決定は、次のア及びイのとおりとする。

ア　岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）第 111 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。

ただし、すべての入札参加者の入札額が基準価格以上であった場合は、原則として最低価格入札者を落札候補者とする。

ア　岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「会計規則」という。）第 111 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、入札参加者の技術資料により評価項目の達成度を評価し、標準点 100 点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値（＝（標準点 100 点＋加算点）／入札価格×1,000,000）が最も高い入札参加者を原則として落札候補者とする。

イ　落札候補者が２者以上ある場合は、落札候補者となった者同士のくじにより決定する
なお、くじ引きを辞退することはできない。

(13) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。

ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
イ 入札執行以外の用途に使用しないこと
ウ 入札参加者に返却しないこと。
エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。

(14) その他入札の執行については、施行令及び会計規則に定めるところよる。

９　入札執行の日時および場所等

（１）日　時
令和○○年○○月○○日（○）　午前（午後）○時○○分から

（２）場　所
岐阜県○○市○○町○－○－○
岐阜県○○総合庁舎○階○○○会議室
（担当係）○○○○事務所総務課○○係
電話番号○○○○－○○－○○○○　（内線○○○○）

（３）電子入札システムによる入札の受付期間
令和○○年○○月○○日（○）午前（午後）○○時から令和○○年○○月○○日（○）午前（午後）○○時までの県の休日を除く電子入札システム運用時間による毎日

10　入札参加資格の確認

（１）開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格及び加算点の確認を行うの

で、確認資料（一般競争入札要領の入札参加資格確認申請書（別記様式２）及び附属書類をいう。以下同じ。）を次のアからイにより提出すること。（電子入札システムによる提出は不可）

ア　提出期間：令和○○年○○月○○日（○）午前（午後）○○時○○分から
　　令和○○年○○月○○日（○）午前（午後）○○時○○分まで

イ　提出場所：３の入札担当課

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、岐阜県知事が別途提出の指示をした提出期限日までに確認資料を持参すること。

（２）当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなったときは、確認資料の提出を辞退すること。なお、辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、当該工事以外の他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することができないにもかかわらず確認資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止措置を行う。

（３）落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とする。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。

この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、次のアにより岐阜県知事に対して苦情申立てを行うことができる。

ア　提出期間・場所等

① 提出期間
　入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して７日（県の休日を含まない。）以内

② 提出場所
　３の入札担当課

③ その他
　書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ　上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。

（４）施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が、当該建設業者の資本金の額の２分の１以上を出資しているものにあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

（５）確認資料は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア　入札説明書に定める様式がある場合は、その様式により作成すること。

イ　作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。

ウ　入札参加資格及び加算点の確認以外に使用しないこと。

エ　落札候補者に返却しないこと。

オ　原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

（６）確認資料に関する問い合わせ先は、３の入札担当課とする。

11　落札者の決定及び契約

（１）落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。

（２）落札者が、落札者決定通知書を受けた日から、原則として１週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。

（３）落札者は、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、第２（13）において示す現場施工に着手する日までに、確認資料及び技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、かつ技術資料に記載した配置予定の主任技術者又は監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置すること。

なお、第２（13）において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐、かつ技術資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者と同等以上の加算点となる他の主任技術者又は監理技術者を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。

（４）落札者の決定結果に対して不服がある入札参加者（落札者を除く。）は、書面（様式は任意）にて次のアにより岐阜県知事に対して苦情申立てを行うことができる。

ア　提出期間・場所等

① 提出期間
　落札者決定通知の通知日から起算して７日（県の休日を含まない。）以内

② 提出場所
　４の入札担当課

③ その他
　書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ　上記アにより提出があった場合、岐阜県知事は苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答する。

（５）政府調達に関する協定違反について岐阜県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。なお、手続き等の詳細は、岐阜県政府調達苦情処理手続要領(平成８年岐阜県告示第 381 号)によるものとする。

（６）岐阜県議会の議決を必要とするため、落札後仮契約を行い議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがある。

（７）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（８）入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。

ア　入札保証金　免除。

イ　契約保証金　納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（会計規則 113 条）又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除される。

（９）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の２に相当する額を支払わなければならない。

(10) 落札者は、契約締結後 14 日以内に次のアからウを提出すること。なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出すること。

ア　共同企業体編成表（共同企業体要領の第４号様式－２）

イ　使用機械器具の調達計画（共同企業体要領の第４号様式－３　同別表を含む。）

ウ　その他（運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書）

また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、運営委員会開催後 14 日以内に議事の概要をとりまとめ、３の契約担当課に提出すること。

12　その他

（１）天災その他やむを得ない理由により、岐阜県知事が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。

（２）談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。

（３）落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該工事の落札者と契約を締結しない、また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。

（４）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）における政府調達協定に関する苦情処理については、岐阜県政府調達苦情処理手続要領（平成８年告示第 381 号）によるものとする。なお、岐阜県政府調達苦情検討委員会から契約を解除すべき旨の提案が行われたときは、契約手続を停止する場合等がある。

（５）入札参加資格のない者及び会計規則第 130 条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。

また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。

（６）申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。

（７）入札参加希望者又は入札参加者が電子入札システムにて申請書及び入札書等を送信した場合には、受領の受付票を発行するので、必ず確認すること。なお、電子入札システムを使用して提出された申請書及び入札書等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

（８）電子入札システムは、県の休日を除く、月曜日及び金曜日の８時から 18 時まで、火曜日から木曜日の８時から 24 時まで稼働しており、稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ（URL　http://www.cals.pref.gifu.jp/）で公開している。

また、操作上の手引き書として、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を岐阜県電子入札案内ページで公開している。

なお、障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、受付時間等の詳細は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によるが、緊急を要する場合は、直接３の入札担当課へ連絡すること。

（９）落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書を提出すること。

(10) 落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、別記様式９により、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(11) その他不明な点については、３の入札担当課に照会すること。

13 Summary

（１）Official in charge of disbursement of the procuring entity ：
（２）Subject matter of the contract ：Construction work of the …… Tunnel
（３）Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification ：5:00 P.M. 1 September 2007
（４）Time-limit for the submission of tenders ：4:00 P.M. 30 September 2007
(tenders submitted by mail 4:00 P.M. 28 September 2007)
（５）Time when bidding result is made available ：4:00 P.M. 30 September 2007
（６）Contact point for tender documentation ：（各部局で別に定める）

14 **手続等に必要な提出書類**

(1) 電子入札システム利用者の場合

手続等	必要な提出書類
※1)入札参加の申請書提出時	入札参加申請書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記の附属書類を添付 以下付属書類 ・第４号様式－１(共同企業体要領)共同企業体協定書(写)（共同企業体参加者のみ） ・様式３(電子入札運用基準) ICカード委任状(写)（共同企業体参加者のみ） 【総合評価落札方式の場合は下記書類を併せて添付】 ・岐阜県総合評価落札方式 申請様式２－１～２－３ ・岐阜県総合評価落札方式 申請様式２－４(技術所見を求める場合のみ) ・岐阜県総合評価落札方式 申請様式２－５（技術提案を求める場合のみ）
※2)入札書等の提出時	入札書（電子入札システム画面に必要事項を入力）に下記書類を添付 ・積算内訳書
※3)確認資料の提出時（落札候補者のみ） ただし、電子入札システムでの提出は不可	・別記様式２ 入札参加資格確認申請書（落札候補者用） 以下付属書類 ・別記様式３ 工事施工実績調べ ・別記様式４ 配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者用） ・別記様式４－２ 配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用）（専任特例２号の適用を受ける監理技術者を配置する場合のみ） ・別記様式５ 経営事項審査及び営業所の状況並びに設計業務受託者関係 ・各種証明書類（契約書の写、技術者の資格証明書の写、工事成績対象一覧、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の工事カルテの写等） ・第４号様式－１(共同企業体要領)共同企業体協定書(原本)（共同企業体参加者のみ） ・様式３(電子入札運用基準) ICカード委任状(原本)（共同企業体参加者のみ） ・現場代理人・主任技術者・監理技術者兼務申請書（配置予定の現場代理人・主任技術者・監理技術者が兼務する場合のみ） 【総合評価落札方式の場合は下記の附属書類を併せて提出】 ・総合評価落札方式に関する技術資料に係る確認書類

・電子入札システムに様式の添付がないものは、岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。
・総合評価申請様式は公告ごとに異なりますので、電子入札システムからダウンロードしたものを使用してください。

(2)紙入札者の場合

手続等	必要な提出書類
【紙入札者は(1)電子入札システム利用者の場合に加え、下記書類を併せて提出】	
※1)入札参加の申請書提出時	・別記様式１ 入札参加申請書
※2)入札書等の提出時	・様式１(入札心得) 入札書 ・委任状（様式は自由）（代理人による場合のみ） ・入札参加通知書の写し

・様式は岐阜県ホームページ【入札公告】岐阜県発注建設工事等の一般競争入札(条件付き)からダウンロードしてください。

第５号様式

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者を公示する。

令和　　年　　月　　日

岐阜県知事

［□□□事業　□□□工事に関する落札者等］

１　入札に付した工事

(1) 工 事 名　　〇〇〇〇事業　〇〇〇〇工事

(2) 工事場所　　〇〇市〇〇町〇－〇－〇

(3) 工事概要　　工種　〇〇〇〇　　工法　〇〇〇〇

施工延長　〇〇m

(4) 工　　期　　約〇カ月間（約〇〇日間）

(5) 予定価格　　〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

２　契約の相手方を決定した手続　　一般競争入札

３　入札公告を行った日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

４　落札者を決定した日　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

５　落札者の氏名及び住所

６　落札金額

７　契約に関する事務を担当する部の名称及び所在地

(1) 部局の名称　　岐阜県〇〇部〇〇〇課

(2) 所在地　　岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号

第６号様式

令和　　年　　月　　日

入　札　参　加　通　知　書

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

＊【特定建設工事共同企業体申請の場合】
○○○○特定建設工事共同企業体
代表者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

岐阜県知事
（○○○事務所長）

先に申請のあった下記の調達案件に係る入札参加について、下記のとおり通知します。

記

入札公告日	令和　　年　　月　　日	
工　事　名	○○○○建設工事	
予定価格	○○○○円	
入札参加の認否	認める　・　認めない	
	入札参加を認めない理由	

第７号様式

令和　年　月　日

入札参加資格不適格通知書

資格者番号

住所

商号又は名称

代表者氏名　　様

岐阜県知事　　印

（〇〇事務所長）

先に申請のあった下記の調達案件に係る入札参加資格について審査した結果、下記のとおり不適格と認められましたので通知します。

記

入札公告日

調達案件名称

予定価格

不適格となった理由

第８号様式

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

＊【特定建設工事共同企業体申請の場合】
○○○○特定建設工事共同企業体
代表者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

岐阜県知事
（○○○事務所長）

落　札　者　決　定　通　知　書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知します。

記

調達案件名称	○○○○建設工事
開札日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分
落札者の名称	
落札金額	